

# 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画 概要版

## 1 計画策定の背景

汚水処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、より一層の効率的な事業運営が求められています。

こうした中、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において、汚水処理施設の広域化を推進するための目標が掲げられ、これを受けて平成 30 年 1 月 17 日に、関係 4 省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）連名にて、以下の要請がなされました。

### 広域化・共同化計画に関する関係 4 省による要請点

- ◆ 全ての都道府県における令和 4 年度までの「広域化・共同化計画」策定
- ◆ 平成 30 年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築

## 2 計画の目的

本県では、公共用水域の水質改善と県民すべてが快適で衛生的な生活を実感できる環境づくりをめざして、平成 8 年に「香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、社会情勢の変化に応じて見直しながら、全県域で下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽など汚水処理施設の整備を進めてきました。

一方で、重要なライフラインを担う汚水処理事業者が、将来にわたり持続可能な事業運営を行っていくためには、共通する課題を抱える事業者が一体となり、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化の取組みを推進していくことが必要です。

こうしたことから、下水道法第 31 条の 4 で規定する法定協議会として、令和 2 年 6 月 1 日に設立した「香川県汚水処理事業効率化協議会」において、汚水処理事業の現状と今後の課題を踏まえた広域化・共同化の具体的な取組みの検討を行い、持続可能な事業運営を確保することを目的として、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。

### ～方向性を同じくする SDGs のゴール～



## 3 計画の位置づけ

香川県汚水処理事業広域化・共同化計画は、「第 4 次香川県全県域生活排水処理構想（平成 28 年 3 月）」に掲げられる基本方針のうち、『より効率的・計画的な施設整備と運営管理の推進』に関わる計画として位置づけられます。

### 第 4 次香川県全県域生活排水処理構想（平成 28 年 3 月策定）

#### ● 全県的な整備の推進

平成 37 年度（令和 7 年度）の汚水処理人口普及率 85% を目標に生活排水処理施設の早期整備を推進

#### ● より効率的・計画的な施設整備と運営管理の推進

#### 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画【今回策定】

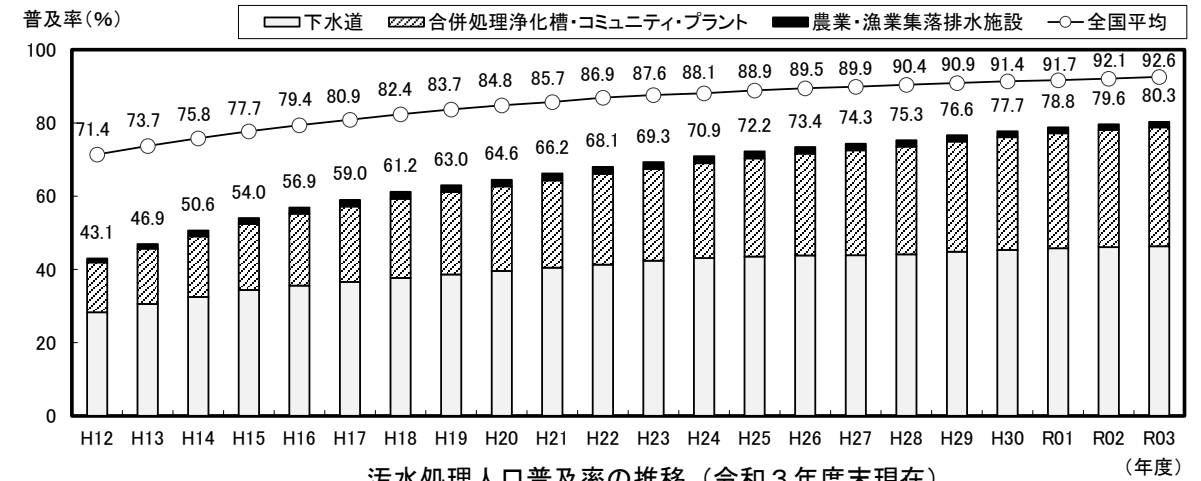
- ◇ 広域化・共同化の検討体制及び取組方針
- ◇ 広域化・共同化の具体的な取組み
- ◇ 計画のロードマップ

## 4 県内の汚水処理事業の現状

### 汚水処理施設の普及状況

本県では、令和 7 年度を目標年次とする第 4 次香川県全県域生活排水処理構想を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進しています。

県内の令和 3 年度末の汚水処理人口普及率は 80.3% となっており、汚水処理施設の整備を進めた結果、前年度に対する普及率の伸びは 0.7 ポイントと全国平均の 0.5 ポイントに比べて高くなっていますが、普及率は全国平均 92.6% に比べまだ低い状況（全国 44 位）にあります。

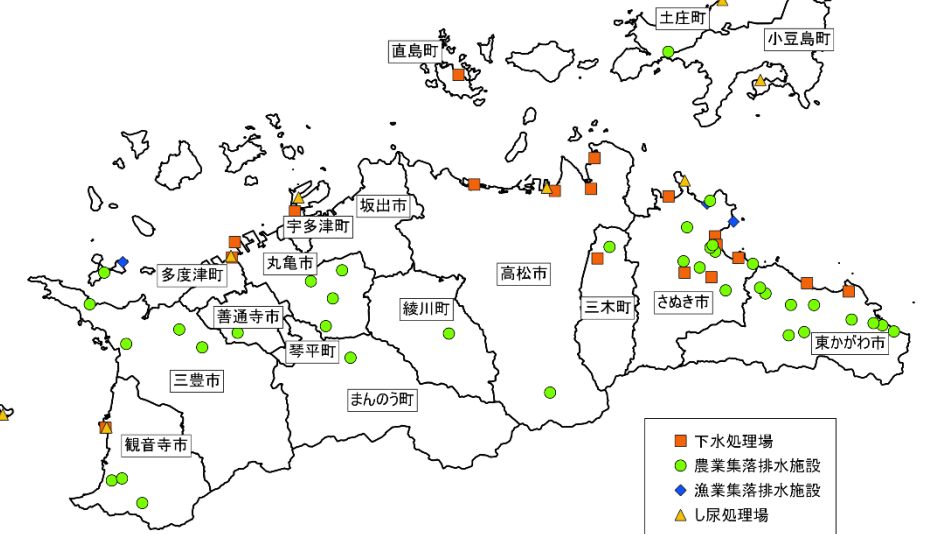


### 汚水処理施設の整備状況

県内では、汚水処理施設として、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントが整備されています。

下水道では、流域下水道が 2 箇所、単独公共下水道が 11 箇所、特定環境保全公共下水道が 5 箇所の計 18 箇所の処理場があります。集落排水施設では、農業集落排水施設で 37 箇所、漁業集落排水施設で 3 箇所の処理場があります。また、し尿処理施設では、8 箇所の処理場があります。

### 県内の汚水処理施設の位置図



## 5 県内の汚水処理事業の課題（ヒト・モノ・カネの課題）

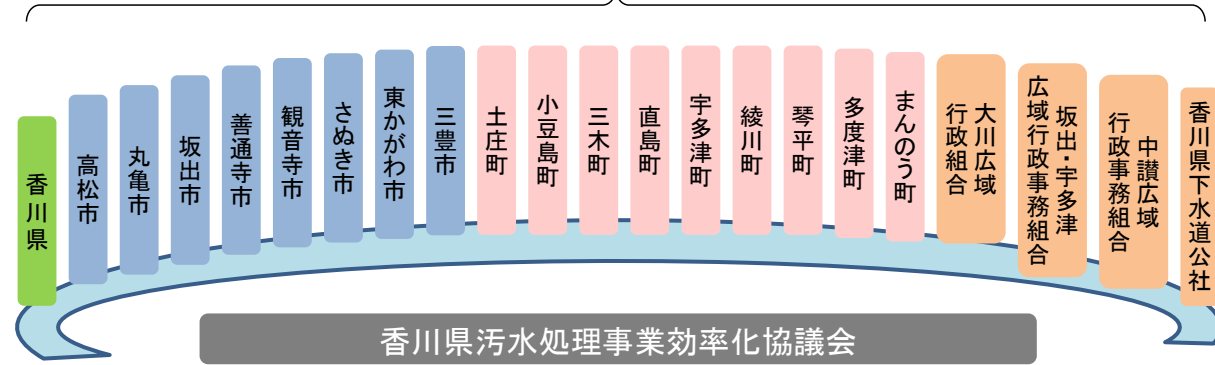
ヒト (執行体制)	・職員数の減少による執行体制の脆弱化 ・専門分野に関わる人材育成や技術の継承
モノ (施設管理)	・施設の老朽化に伴う改築更新需要の増加 ・汚水量の減少による施設稼働率の低下
カネ (事業経営)	・人口減少に伴う使用料収入の減少 ・経営健全化のための事業の効率化やコスト縮減

**広域化・共同化による事業運営の効率化が必要**

## 6 広域化・共同化の検討体制

- 県内での広域化・共同化の検討は、平成30年10月に県内全ての汚水処理事業者が参画した「香川県汚水処理事業の効率化に向けた検討会」を開催し、「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築しました。
- 令和2年6月1日には、下水道法第31条の4で規定する法定協議会として、「香川県汚水処理事業効率化協議会」を設立し、計画策定に向けた協議を行いました。
- 本県では、県内市町の汚水処理事業の現状や地域特性を踏まえ、地域ごとのブロック分けを行わず、県域一体での広域化・共同化の推進を図ることとしており、参画意向のある事業者による施策メニューごとの分科会を構成し、具体的な取組の実現に向けた勉強会や意見交換等を実施しています。

協議会構成員(県、8市9町、3一部事務組合及び1団体)



## 7 広域化・共同化の取組方針

本県の汚水処理事業の「広域化・共同化」については、全県的な組織や経営の統合をめざすものではなく、共通の課題を抱える事業者が一体となり、より効率的な汚水処理事業の事業経営をめざすものであり、実施可能な範囲で広域化・共同化を進めるものです。

協議会設立時に策定した「広域化・共同化計画策定に向けた基本方針」において、今後取り組むべき11の施策メニューを掲げ、ハード連携・ソフト連携の両面から広域化・共同化に取り組むこととしています。

施策メニュー		実施時期	取組方針
広域化	①公共下水道と農業集落排水との統廃合	中長期(5~30年)	・農業集落排水の公共下水道への接続、統廃合による管理施設数の縮減や既存施設の有効活用を図る。
	②し尿の下水道投入	中長期(5~30年)	・MICS事業など、し尿処理の公共下水道への接続、統廃合による管理施設数の縮減や既存施設の有効活用を図る。
庁内事務	③公営企業会計導入の共同実施	短期(5年以内)	・会計システムの共同利用による経費縮減や適用に向けた勉強会の実施による人的負担の軽減などを行う。
	④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化	中期(5~10年)	・指定工事店や責任技術者の登録を一元化(共同システムの導入)や書類の統一化等を行うなど、事務手続きの軽減を図る。
共同化	⑤汚泥の集約処理	長期(10~30年)	・発生汚泥の収集運搬・処分の集約化により、汚泥処分費の縮減を図る。また、DBO、PFI等の官民連携手法の導入を検討する。
	⑥BCPの共同実施	短期(5年以内)	・合同災害訓練の実施等により、BCPに対する理解を一層深め、地震などによる災害時におけるハード・ソフト両面の対応力のさらなる強化を図る。
	⑦応急復旧資機材の共同備蓄	短期(5年以内)	・応急復旧資機材の保有状況の整理や共同管理を実施し、緊急時や災害時における資機材の融通を迅速に行い、被災時における早期復旧を図る。
	⑧災害時広域連携協定の締結	短期(5年以内)	・県内の汚水処理相互支援協定や下水道管路施設の災害時支援協定等の導入を行い、被災時における早期復旧を図る。
維持管理	⑨災害時のし尿受け入れ	短期(5年以内)	・し尿処理場が被災等のため処理できない場合、下水道等への代替施設へ搬入する等、災害時における危機管理体制の強化を図る。
	⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施	中期(5~10年)	・処理場・ポンプ場の維持管理業務を共同発注し、スケールメリットを活かして維持管理経費の縮減を図る。また、ICTを活用した共同管理などを検討する。
	⑪管渠の維持管理業務の共同実施	中期(5~10年)	・管渠及びマンホールポンプの維持管理業務を共同発注し、スケールメリットを活かして維持管理経費の縮減を図る。また、管路施設台帳の電子化の共同実施を検討する。

## 8 計画のロードマップ

種別	広域化・共同化の取組内容 関連団体名	関連する施設名等	取組内容に対するスケジュール(年度)					
			短期(~5年)		中期(~10年)		長期的な方針(~30年)	
			2023 R5	2027 R9	2028 R10	2032 R14	2033 R15	2052 R34
処理区・処理施設統合	①公共下水道と農業集落排水との統廃合(中長期)							
	丸亀市	丸亀市流域関連公共下水道・流域関連特定環境保全公共下水道丸亀市農業集落排水	・工事 ・供用開始					
	善通寺市	善通寺市流域関連公共下水道善通寺市農業集落排水	・工事 ・供用開始					
	さぬき市	さぬき市特定環境保全公共下水道さぬき市農業集落排水	・工事 ・供用開始 ※一部の処理区はR3時点で実施済み					
	三木町	三木町公共下水道三木町農業集落排水	・工事 ・供用開始 ※R2時点で実施済み					
庁内事務	②し尿の下水道投入(中長期)							
	香川県 中讃広域行政事務組合	中讃流域下水道金倉川浄化センター瀬戸グリーンセンター	・概略検討		(・詳細検討) (・設計、工事) (・供用開始)			
	香川県 坂出、宇多津広域行政事務組合	中讃流域下水道大東川浄化センター汚泥再生処理センター番の州浄園	・概略検討		(・詳細検討) (・設計、工事) (・供用開始)			
汚泥処理	③公営企業会計導入の共同実施(短期)							
	三豊市、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	各公共下水道各集落排水施設	・公営企業会計導入の勉強会、情報共有 ・公営企業会計システムの共同導入					
災害時対応	④排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化(中期)							
	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	各公共下水道	・登録様式一元化 ・登録の一元化の協議調整		(・登録等の一元化)			
維持管理	⑤汚泥の集約処理(長期)							
	香川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町	各下水道終末処理場各集落排水施設	・汚泥集約の協議 ・事業化に向けた検討		(・汚泥集約に向けた概略検討)		(・設計、工事) (・汚泥集約施設の供用開始)	
	香川県、8市9町 香川県下水道公社	中讃流域下水道各公共下水道、汚水処理施設	・香川県汚水処理事業BCP連絡会議の運営、開催、見直し(災害時対応の共同化メニュー共通事項) ・災害時連絡体制の確立 ・合同災害訓練の定期実施					
維持管理	⑦応急復旧資機材の共同備蓄(短期)							
	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、琴平町、多度津町	中讃流域下水道各公共下水道、汚水処理施設	・資機材リストの作成 ・運用ルールの策定 ・相互融通の開始					
維持管理	⑧災害時広域連携協定の締結(短期)							
	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、中讃広域行政事務組合、坂出、宇多津広域行政事務組合、大川広域行政組合	中讃流域下水道各公共下水道、汚水処理施設	・協定内容の調整 ・協定締結					
維持管理	⑨災害時のし尿受け入れ(短期)							
	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、中讃広域行政事務組合、坂出、宇多津広域行政事務組合、大川広域行政組合	中讃流域下水道各公共下水道、汚水処理施設	・受入れ方法の検討、調整 ・受入れルールの策定 ・災害時受入れ体制の構築					
維持管理	⑩処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同実施(中期)							
	香川県、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、多度津町	中讃流域下水道各公共下水道	【処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同化】 ・ストックマネジメント計画や計画的維持管理業務(点検・調査・修繕等)に関する情報共有、維持管理業務の共同発注や包括的民間委託の検討 【施設台帳システム整備・保守の共同化】 【広域遠方監視システムの導入(ICTの活用)】 ・システム整備・更新時期の情報共有、システム整備・保守の共同発注の検討					
維持管理	⑪管渠の維持管理業務の共同実施(中期)							
	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、土庄町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	中讃流域下水道各公共下水道	【管渠の維持管理業務の共同化】 ・ストックマネジメント計画や計画的維持管理業務(点検・調査・修繕等)に関する情報共有、維持管理業務の共同発注や包括的民間委託の検討 【管路台帳システム整備・保守の共同化】 ・システム整備・更新時期の情報共有、システム整備・保守の共同発注の検討					

※斜字カッコ書き部は、検討や協議の結果を踏まえ、効果等があると示された場合の取組内容を示す

## 9 進行管理(PDCA)

- 計画に位置づけた施策メニューを着実に実施するために、PDCAサイクルによる進行管理を実施します。
- 協議会・幹事会・分科会の場合を活用し、市町等と協議・調整を行いながら具体的な取組を推進します。
- 香川県全県域生活排水処理構想の見直しにあわせて、5年を目途に計画の見直しを実施します。